

介護

Care

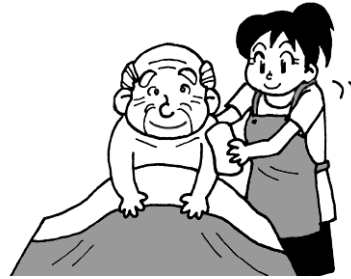
介護保険の制度改正時は、 内容の変化に注意！

介護保険制度は、2000年にスタートし、3年ごとに改正され、現状に合わせ、さまざまな変化が起こります。介護保険料も、65歳以上の人の保険料は、市町ごとの介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直されます。個人の保険料は、本人の所得と市町民税の課税状況、および世帯の市町民税課税状況によって決まります。

松山市の場合、基準額は23年度までは、5,100円/月でしたが、24年度からは、5,770円/月となっています。基準額以外の介護保険料は、基準額を含め7段階に分かれており、2,770円/月～10,098円/月となっています。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）の保険料については、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。保険料の算定方法は加入している医療保険によって異なります。

3年ごとの改正で、自身で納め



る保険料も変化しますが、実際にサービスを受ける場合の利用料金やサービスの内容についても、大きく変化する場合があります。現在、介護サービスを受けられている方も、これからサービスを受けようと考えている方も、この機会にサービス内容の確認と利用料金の再確認を行うことをお勧めします。しっかり確認を行うことで、利用料金の変化に伴うトラブルの回避になったり、新たに受けられるサービスが見つかったりする場合があります。

介護サービスについての問い合わせは、お住まいの役場の介護保険課か地域包括支援センターへご連絡ください。

村上岳史

(いきいき介護デイスサービス民家 いろは 大将)